

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、スライスチーズの溶融釜作業に従事していた。
- 2 請求人によれば、入社以来毎日（平日5日間／週）、釜の内壁に付着したチーズを中腰で掻き出す作業（以下「掻き出し作業」という。）や中腰での洗浄作業、翌日に使用する乳化剤（1ケース約〇kg）を運搬用台車に積み込む作業等を行ったことにより、腰痛、右肩痛、両膝痛を発症したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し、「腰痛症」と診断された。その後、複数の医療機関で療養した後、平成〇年〇月〇日、E医療センターに受診し、「右L4／5外側型ヘルニア」（以下「前回傷病」という。）と診断され、同年〇月〇日、ヘルニア切除術等を受け、平成〇年〇月〇日から職場復帰し、従前とほぼ同様の業務に従事していた。

その後、請求人によれば、同月〇日頃から腰痛が再発したとして、通院を継続していたE医療センターにおいて、「腰椎椎間板ヘルニア術後再発」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請

求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

- 5 なお、請求人は、前回傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をしたことから、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却している（平成28年労第183号。以下「前回裁決」という。）。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に復職した後、釜工程における掻き出し作業により、腰椎椎間板ヘルニアを再発した旨、主張している。

そこで、請求人の腰痛について医学的見解をみると、次のとおりである。

F医師は、平成○年○月○日労働基準監督署受付の意見書において、平成○年○月○日の椎間板造影検査の結果、「右L4/5外側型ヘルニア」と診断し、同年○月○日、手術（環納式右片側椎弓切除、右L4/5外側型ヘルニア切除術）を施行したが、請求人が職場復帰した平成○年○月○日、請求人は引き続き通院加療を必要とする状態であった旨述べている。

また、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日付けの画像で「L4/5右外側狭窄」を認め、手術後の平成○年○月○日の画像でも、平成○年○月○日の状態と「著変なし」としている。

これらの医学的意見に基づき、当審査会としては、請求人の前回傷病は平成〇年〇月〇日までに治癒していたとは認められず、請求人が主張するように復職後に再発したものではないと判断する。

(2) ところで、請求人の前回傷病については、当審査会は前回裁決において、業務上の事由によるものとは認められない旨判断しており、本件再審査請求における請求人の主張はその判断を左右するものとは認められない。

したがって、請求人の本件傷病は、前回傷病が治癒せず継続しているものであって、業務上の事由によるものとは認められない。

(3) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に職場復帰した後、釜工程における掻き出し作業等により、腰痛が再発したことを主張しているが、請求人の腰痛は災害性の原因によるものではない上、請求人が復職後に業務に従事した期間は12日余りであり、腰部に過度の負担がかかる作業とも認められないことを付言する。

(4) さらに、請求人は、決定書及び会社の報告書の一部に事実と異なる記載がある旨等を主張するが、いずれも上記判断を左右するものとは認められず、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であるので、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。